

摂津市放置自転車等管理システム構築委託
公募型プロポーザル実施要領

本市では、駅前等の放置禁止区域に放置された自転車及び原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）の移動保管・返還・処分を行っている。この要領は、当該業務の効率化や平準化を図るため、放置自転車等管理システム構築を委託するにあたり、委託事業者をプロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）で選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

摂津市放置自転車等管理システム構築委託（以下「本業務」という。）

(2) 方針及び業務内容

摂津市放置自転車等管理システム構築委託仕様書（別添）のとおり

(3) 履行期間

契約の締結日から令和7年3月31日

(4) 提案上限額（金額は消費税及び地方消費税相当額を含む）

- | | |
|--------------|--|
| ①構築委託料 | 9,743,000円（カスタマイズ費用及び研修費用、
機器保証費用を含む） |
| ②システム保守業務委託料 | 1,089,000円 |

2. 参加資格

このプロポーザルに参加する者は以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 摂津市に対する入札資格を有していること。
- (3) 公告日から受託候補者を決定するまでの間に、摂津市から資格停止措置等を受けていないこと
- (4) 国税又は地方税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。

3. 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	実施内容	期日・期間等
1	実施要領・仕様書等の配付 (道路交通課 HP にて)	令和 6 年 7 月 1 日 (月)
2	質問の受付期間	令和 6 年 7 月 1 日 (月) から 7 月 8 日 (月) 正午まで
3	質問回答予定日	令和 6 年 7 月 10 日 (水)
4	参加表明書、企画提案書等 の提出期限	令和 6 年 7 月 22 日 (月) 正午まで
5	審査日 (プレゼンテーション)	令和 6 年 7 月 24 日 (水) 又は 7 月 25 日 (木) (※日時は 7 月 19 日 (金) までに通知予定)
6	審査結果通知	令和 6 年 7 月 24 日 (水) 以降
7	契約協議	令和 6 年 7 月 24 日 (水) 以降
8	契約締結	令和 6 年 7 月 31 日 (水) 予定

4. プロポーザルの手順

(1) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答は以下のとおりとする。

①受付期間：令和 6 年 7 月 1 日 (月) から 7 月 8 日 (月) 正午

※受付期間外の質問には回答しない。

②提出方法

電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

メールアドレス： douro-koutsuu@city.settsu.osaka.jp

③提出内容

次の事項を明記すること。

- ・電子メールのタイトルは、「放置自転車等管理システム構築委託プロポーザルに関する質問」とすること。
- ・事業者名
- ・担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・質問内容

④回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 7 月 10 日 (水) に、道路交通課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書等の作成に関する事項

①提出資料

	提出書類	様式等
A	参加表明書	様式：別紙「プロポーザル参加表明書」 代表者印を押印すること。
B	納税証明書	本店・本社取引の場合は本店等の所在地の市町村が発行する証明書、支店・支社・営業所等との取引の場合は支店等の所在地の市町村が発行する証明書。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合 法人市民税、固定資産税（※）、法人税、消費税及び地方消費税 ・ 個人の場合 市民税、固定資産税（※）、申告所得税、消費税及び地方消費税 ※自社ビル等として固定資産を所有している場合のみ。賃貸等の場合は不要。
C	業務実施方針等 提案書	様式：任意 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムについての機能、帳票、構成などを記載すること。 ・ 文字の大きさは 11 ポイント以上とする。 ・ 次ページ以降の「②提案に求める内容」及び「⑤審査項目」を参考に審査項目ごとに整理し、仕様書の内容を踏まえたものとする。
D	見積書(内訳書添付)	様式：任意 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に対する経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を明らかにすること。 ・ 見積書の宛先は「摂津市長 森山 一正」とし、件名は「摂津市放置自転車等管理システム構築委託」とし、代表者印を押印すること。 ・ 見積額は消費税を含めたものを表示し、本体価格と消費税を明記すること。

②提案に求める内容

i. システムの有用性

仕様書記載事項のほか、操作性などの有用性がわかる内容

仕様書に記載のない独自の提案や収集データの活用等、今後の事業実施に有用な機能や追加サービス等

ii. セキュリティ対策

個人情報を取り扱うことを意識した、大阪府警察摂津署との情報連携方法

iii. 操作研修や操作マニュアル

PC作業に不慣れな職員でも操作可能な研修及び操作マニュアルの充実性

③提出方法等

・提出方法

摂津市建設部道路交通課交通対策係（市役所新館5階）まで持参。

※持参のみ受付（土日祝日を除く。）郵送、電子メールでの提出は無効とする。

・提出期限

令和6年7月22日（月）正午まで

・提出部数

正本：1部（代表者印押印のもの）

副本：5部（正本の写し）

・その他

提出書類については、正本のみ法人名称、商品名、ロゴマーク等、提案者名を記載し、A4フラットファイル等でまとめ、見出しをつけること。副本については類推できる記載（表現）はできないこととする。また、複数の企画提案書の提出は認めない。

(3) 企画提案書の審査及び評価に関する事項

①プレゼンテーション

- ・実施日：令和6年7月24日（水）又は7月25日（木）

※時間・場所等の詳細は別途通知する。

- ・1者あたりの所要時間（45分）

準備5分、提案内容説明20分、質疑応答15分程度、撤収5分

- ・内容説明

企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、出席者は本業務に直接関わる者とし、説明は、受託した際の担当予定者が行うこと。

- ・参加人数

担当予定者を含め3名以内とする。

・その他

提案者が1者であってもプレゼンテーションは実施し、選定の可否を決定する。

法人名称、商品名、ロゴマーク等で提案者が特定できる記載（表現）は伏せ、プレゼンテーションを実施すること。

パソコン等の電子機器を利用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、パソコン及びその他の機器は提案者が持参すること。なお、資料の追加や差し替えは認めない。

②受託候補者の選定

事業者の選定は、「摂津市放置自転車等管理システム構築委託提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で行う。

③審査・選定方法

審査委員会において、「⑤審査項目」に照らし、企画提案書、プレゼンテーション等を総合的に判断し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。ただし、あらかじめ定めた基準点（全体配点の65%）以上の者とする。

④結果通知

審査終了後、参加者全員に通知する。なお、審査の経緯や内容に関するの質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

⑤審査項目

審査項目は、次表に掲げるとおりとし、100点満点とする。ただし、審査委員会で審査項目を変更、追加等する場合がある。

	審査項目	細目	配点
1	業務実施	類似業務の実績があり、その成果は優秀か。	5点
2	システムの内容及び追加要素	仕様書に掲げる目的を理解し、それにあった提案内容となっているか。	10点
		操作性が高く、機能、帳票、構成等が提案されているか。	10点
		仕様書に記載しているもののほか、見積額の範囲で独自提案がされているか。	15点

3	セキュリティ対策	大阪府摂津警察署と行う情報連携の仕組みを理解しているか	10点
		適切なセキュリティ対策等が提案されているか。	5点
4	操作研修、マニュアル作成	操作研修は充実しているか。	10点
		操作マニュアルは充実しているか。	5点
5	システム保守及び緊急時の対応	保守の内容は充実しているか。	5点
		緊急時の対応内容は充実しているか。	5点
6	価格	見積価格は妥当か	20点
合計			100点

5. 参加者の失格

下記のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他本実施要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為等があった場合

6. 契約に関する基本事項

- (1) 摂津市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、摂津市と詳細について協議する。この際、契約内容・仕様・契約金額については、協議の結果、プロポーザル実施時の仕様書案や採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
- (4) 契約にあたっては、原則、契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約を含む。）を締結し、その保証証券又は保証証書を市に寄託する形でもよい。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、当該提案書の提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 最優先候補者は、契約手続きの完了までは、摂津市との間に当該業務実施に係る契約関係は生じない。
- (5) 提出された提案書の返却は行わない。

8. 事務局

摂津市建設部道路交通課交通対策係 担当：米山

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111（内線 2843）

メールアドレス douro-koutsuu@city.settsu.osaka.jp